

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 28 日現在

機関番号：34415

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25350406

研究課題名(和文) 入館料問題を切り口とする博物館の公共性に関する研究

研究課題名(英文) A study of the public nature of museums based on the admission fee problem

研究代表者

瀧端 真理子 (Takibata, Mariko)

追手門学院大学・心理学部・教授

研究者番号：70330165

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：日本では博物館法制定当時、博物館関係者は入館料を入場制限と捉える考え方に違和感を持たず、日本人の側に「無料制による教育の機会均等の達成」という考え方は育っていなかった。日本では低所得者層に優遇措置を設ける発想がなく、未だに博物館を無料化する意味を認識できないものと考えられる。アメリカ合衆国では無料館の割合は約2割であり、約半数の館では入館料が10ドルを越える。こうした事情を背景に、社会的な公正を目指す各種の工夫(無料日・無料時間帯の設定、低所得世帯の多い学校団体への優遇措置、福祉的プログラムの実施等)が行われている。

研究成果の概要(英文)：When museum law was enacted, Japanese museum professionals did not feel that anything was wrong with the idea that admission fees for museums limits visits. Even Today, Japanese museum professionals do not believe that preferential treatment should be given to those from low-income families, nor can they understand why they should make their museums free of charge. In the United States, approximately 20% of museums have free admission, and approximately half of the museums charge above ten dollars. Under such circumstances, various efforts (such as free days, free hours, community programs, etc.) help promote social justice.

研究分野：博物館学

キーワード：博物館 ミュージアム 美術館 入館料 無料 優遇措置 寄附 アメリカ合衆国

様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究に関連する国内外の研究動向は以下のようなものであった。

(1)英国での博物館入館料については佐藤創(2010)が、1980年代に保守党政権が有料化を迫り多くの館が有料化に踏み切ったが、労働党政権は2001年に国立館の全面無料化に踏み切ったこと、また2010年の政権交代後、保守党政権が入館無料を維持したのは文化財の返還請求問題が原因ではないかと論じている。

(2)ニュージーランドについてはLindsay,M.(1994)が、①博物館運営への市場原理適用の是非を論じた議論を紹介し、②収入確保の手段としての入館料と運営費用の関係を分析し、③国立博物館テ・パパの入館料有料化が国民の博物館への認識にいかなる影響を与えるかを調査し、結論としてすでに国民は税金によって博物館への支払いを済ませているのだから原則無料にすべき、と論じている。

(3)米国についてはMcFelter,G.(2007)が、アメリカ博物館協会(AAM)2006年報告書をもとにアメリカの博物館の2/3以上が無料日を設けていることを示し、入場無料の期間・時間帯を明示することが初来館・低所得の来館者を招く一般的な方法であり、その明示により正規の入館料を正当化出来ることを論じている。

(4)邦文文献としては中村真弥(2000)が、ハナガンの非営利組織研究を紹介する形で入館料設定について論じているが、日本の博物館の入館料について言及したものではない。一方、隣接する図書館情報学の分野では、岸本岳文(2001)、川崎良孝(2001)等の研究の蓄積があり、戦前の「図書館令」では閲覧料・附帯施設使用料の徴収が可能であったこと、戦後GHQの強い指示で「近代公共図書館の大原則である無料閲覧制」が導入されたこと、アメリカでは公立学校無償の原則に基づき、図書館も公費支弁されるべきだと考えられてきたことが明らかにされている。

2. 研究の目的

本研究は、博物館入館料の無料/有料を決定する要因を歴史的に解明し、国際比較及び隣接分野(図書館情報学)での議論の参照を行うことで、博物館の公共性を検討することを目的とする。

日本の博物館法では公立博物館の入館料は原則無料とされているが、日本博物館協会の調査(2009)によれば、日本の博物館の約7割が常設展示を有料としている。一方、英国のように政権交代によって無料/有料が変化する国や、ニューヨークのように貧困世帯を対象に無料パスを発行する地域もある。歴史的経緯の解明と国際比較を行うことで入館料を決定する要因を明らかにするとともに、図書館と比較することで

博物館の公共性を考察し、入館料に関して日本の博物館が目指すべき方向を提案することを目的とする。

3. 研究の方法

(1)日本での博物館入館料を巡る議論を『博物館研究』の全巻、及び『社会教育法制研究資料』等を用いて精査する、(2)アメリカ合衆国の博物館入館料の実態及び優遇措置等の調査、(3)ニューヨーク市での低所得世帯向け無料パスである“Cool Culture”の実地調査、(4)公立図書館の無料原則等と対比することで博物館の公共性を検討する。

4. 研究成果

(1)日本での博物館入館料を巡る議論の推移について

①博物館法成立以前の『博物館研究』に掲載された入館料に関する考え方を網羅的に精査した結果、当時の博物館関係者は入館料を入場制限と捉える考え方に違和感を持たなかったことが推定できた。

戦前の「図書館令」は閲覧料ないし使用料を徴収可能で、社団法人日本図書館協会、文部省によるいずれの「公共図書館法案」も閲覧料徴収の余地を残し、協会側からは無料を「原則無料」とする「但し書」を加えるよう要望されていた。また、「入館者の無制限制度は館内整理上不都合をきたす面がある」との発言もなされていた。

戦後、図書館法には占領軍の強い意向で無料閲覧制が導入されたが、博物館法・図書館法ともに制定時に日本人の側から「無料制によってすべての人に教育の機会が与えられる」という考え方は育たなかった。

博物館を無料にする根拠としては、(1)ユネスコ勧告、(2)アメリカの図書館関係者による教育の機会均等の考え方、(3)「社会統制のツールとしての博物館」、の3つの観点を取り上げた。英語圏では「博物館の無償化=社会階層間の格差の是正」が念頭にあるが、日本では低所得者層に対して優遇策を設ける発想がなかったため、いまだに博物館を無料化する意味を認識できないものと考えられる。

②動物園・水族館の法的根拠を考えるために、博物館法制定時までの議論を『博物館研究』掲載記事、『社会教育法制研究資料XIV』収録資料を中心に検討した。棚橋源太郎は博物館事業促進会設立当初から『博物館研究』誌上に動物園・植物園・水族館の記事を積極的に掲載し、これらも博物館類似施設だと考えていた。戦後の博物館法制定時、日博協は動植物園・水族館をも包含する法制定を目指す。文部省は当時の動植物園・水族館の営利を目的とした遊園地的・見世物的運営を念頭に博物館法の対象から外そうとするが、最終的には一定の要件を備えたものに博物館法を適用する方向

へ舵を切る。逆に日本動物園水族館協会は教育委員会所管を嫌い、登録博物館にならなくても博物館法に規定された入場税免除等の特典を受けたいと望んだ。また博物館法 23 条の無料原則に関しては「維持等にかなりの金額を要する動物園にとっては、難問といえるものであった」との見解が残されている。関係三者の考えのずれの背景には、日本の動物園・植物園・水族館が教育研究機関ではなく市民への厚生施設とみなされてきたという問題がある。法制定時に議論された「動物園は教育施設なのか、娯楽施設なのか」の問いが、現在も繰り返されるのは、設置者の怠慢か、国の政策の欠如が原因である。

(2) アメリカ合衆国の博物館入館料に関する調査

①調査方法：調査対象館の抽出には、現在日本語で出版されている旅行ガイドブックでは最も広い領域をカバーする『地球の歩き方』のアメリカ合衆国（全土版）及び各地域版を用い、掲載館全てを対象とした。これら調査対象館の公式 HP 記載内容から、入館料に関連する情報を抜き出した。

ニューヨークに関しては、*Lonely Planet* の *New York City* と *USA*（全土版）掲載館、非営利組織 Cool Culture のパートナー館をファミリーガイドから全て抽出し調査対象とした。

②無料館の割合は、2014 年調査が 60/299 館で 20.1%、2015 年調査が 27/152 館で 17.8%、2016 年調査が 42/180 館で 23.3%、2017 年調査が 23/125 で 19.8%であった。4 年間の総計は、152/756 館で 20.1%となる。

③2014 年の調査（アラスカ、ロスアンゼルス、シアトル&ポートランド、フロリダ、ハワイ I・II、及びアメリカ全土版の西海岸・西部、調査対象 310 館）から米国には多様な無料入館・割引制度が存在することが判明した。

1) 入館料は子どもに対して無料、シニア、ユース、学生に対しては若干の割引、軍人に対しては無料ないし割引とする傾向が全体を通して見られる。

2) 完全な寄附制をとる館は稀であり、希望寄附額を提示する館が少数存在する。

3) 団体利用には大半の館で割引料金が適用され、学校団体は特に優遇されるが、ガイドツアーなどの教育プログラムは有料となる場合が多い。

4) スミソニアン協会傘下の博物館群は入館無料であるが、特別展、IMAX やプラネタリウム等の有料プログラムが存在する。

5) 地元居住者に対する優遇は、アラスカ、フロリダ、ハワイに多く見られ、特にハワイではカマアイナ（ハワイ居住者）に対し

ては、大半の館が観光客とは異なる料金体系を採用している。

6) 各館の Members は、ほぼ例外なく年中何度でも無料で入館でき、Members 制度を持つ館が大半である。

7) 毎月特定の曜日や時間帯を入館無料とする館は、その日時での無料開放に対して特定の企業スポンサーを持つ場合が多い。

8) 特別区域で税金を利用して入館無料を実現している例としては、コロラド州の the Scientific and Cultural Facilities

District (SCFD) [科学文化施設区域]がある。

9) 篤志家による大口寄附で、年間を通じて無料を実現している館がある。

10) 社会的に不利益を被っている人びとへの支援としては、以下のようなものがある。

a. 公的機関によって発行されている福祉カード等の提示で無料で入館できる制度

b. 地域の福祉機関や施設を通じて、無料券を配布する制度

c. 不利益を被っている子どもたちを対象とする無料制度

11) 所得等の制限を設けずに、子ども・若者・学校団体に無料または割引入館の機会を提供する館が存在し、こうしたプログラムに企業スポンサーがつくこともある。

12) 公共図書館との連携プログラム

13) 教育者に対する無料入館制度

14) 所得制限等なしに、基金等により、広範なアクセスを実現するもの

15) 博物館の互恵的組織・連携組織による無料・割引制度

16) 現役・予備役軍人とその家族が無料入館できる博物館群 (Blue Star Museums)

17) 民間団体が顧客サービスやプロモーションとして実施している割引制度

18) その他ユニークな制度 (雨の日半額割引/ゲストを同伴すると居住者は無料など)

今回調査した地域では、スミソニアン協会傘下の博物館群を除けば、無料館は決して多くないことが分かった。むしろ有料館の料金設定は、常設展だけで 10 ドルを超える館が全体の約半数にのぼり、特別展や各種プログラムのための追加料金、家族での訪問を考えると、博物館訪問に必要な経費は、庶民的なものとは言い難い。こうした事情を背景に、社会的な公正を目指す各種の工夫（無料日・時間帯の設定や、福祉的プログラム）が生まれたとも考えられる。

無料入館制度を支える原資としては、企業がスポンサーとなるケースが目立つが、数の上では限られており、無料日・時間帯の設定も月 1 回等限定的である。AAM 発行の *A Life in Museums* (2012) は、多くの博物館が予算と人員の削減を余儀なくされていることを強調しており、無料入館制度が後退している可能性も否めない。

④2015 年の調査（全土版の「五大湖と中西部」「フロリダと南部」「東部」の 3 地域

対象、155館)で判明した特徴的な制度は以下のようなものである。

1)イリノイ州では調査対象9館中、常時誰でも無料が2館、残り7館が州居住者を対象に無料の日時を設定している。またシカゴでは州内の教育者を常時無料とする館が7館中5館に及んでいる。

2)ミネアポリス美術館のMembers制度は会費無料から会員になれば、ショップでの買い物や特別展入館料等も割引される(入館料は誰でも無料)。同館には別立てでFriends Membershipがあり、こちらの会費は無料のレクチャー開催、学校団体のバス代、コレクションの獲得、美術教育プログラム支援のために使われる。

3)社会的に不利益を被っている人びとへの支

a. 公的機関によって発行されている福祉カード等の提示で割引で入館できる制度

世帯単位での優遇で無料にする館はなく、1~3ドルを入館料として徴収しているが、その意図は現段階では不明である。仮説としては、施設の目的外利用を防ぐ、少額でも自己負担を求めることで社会の構成員としての誇りに配慮する/または自覚を促す、少しでも入館料収入を得たい、が考えられ、今後の検証が必要である。

b. 不利益を被っている子ども・学生・若者たちを対象とする無料/割引制度

資格審査を済ませた上で、無料入館や教育プログラムの無料利用、郊外学習費用(バス代)の全部または一部負担が行われている事例が複数存在する。資格審査は、学校団体に対して「無料/割引ランチ対象者」の割合が問われることが多く、その割合の幅は30~70%である。

4)世帯所得の制限なしに、子ども・若者・学校団体・大学生・大学院生に無料/割引の機会を提供する館が存在する。STAMPはフィラデルフィア在住のティーンが1年間、市内15館園に無料入館できるパスで、ティーンによる評議会を設けるほか、全コミュニティに奉仕しているかを確認するため、民族/人種、sexual orientation、ジェンダー等を統計用情報として集めている。

5)Blue Star Museumsは5月最終日から9月第一月曜日まで、現役・予備役軍人とその家族が無料入館できる博物館群で、Blue Star財団等が米国各地の博物館と連携している。全米芸術基金や全米人文科学基金は国防総省と連携してBlue Star Museumsに資金提供を行っており、会計年度2013年度には、Blue Star Museumsが発足4年目を迎え、全米で2,000以上の博物館に70万人以上の現役軍人とその家族が無料入館した。加盟館は、昨年同時期にHP上で公表されていた数字より500館程度増加している。

6)ミネソタ科学博物館のSenior Tuesdayとカーネギー科学センターのGrown-Up Dayは、平日の積極的集客戦略として、シニアをタ

ーゲットに、コーヒーや焼き菓子サービスを含む割引料金を提案している。また、ミネアポリス美術館は、企業スポンサーを得て、地元のアーツハイマー協会と連携したアーツハイマー・認知症患者とその友人・ケアパーソンのための無料ツアーを提供、また第一日曜日に無料手話ツアーを行うほか、補聴器メーカーがスポンサーとなりALD(補聴援助システム)の無料貸出を行っている。

7)インディアナポリス動物園のオンライン前売り入園券は、日程による細かな変動制で、閑散日と混雑日で大きく料金が異なる。8)インディアナポリス美術館は、入館料を無料から有料に変更するに当たり、入館料の18ドルは、従来の特別展料金と駐車場代の平均より安い等、有料化の理由を10項目にわたってHP上で説明していた。

経済的に困難な人びとへの無料・割引制度が発達していることが確認できたが、その背景として6割の館の入館料が10ドルを超えることが指摘出来る。条件を満たす学校団体や非営利グループに対し教育プログラムを無料提供する取り組みがある背景には、教育普及活動への参加に高額な料金を通常は負担しなければならない問題が存在する。またBlue Star Museums加盟館の増加は、軍のリクルートの困難さの反映と考えられよう。集客のために高齢者対象の特別メニューが生まれ、また無料から有料への移行や、季節や曜日に応じた変動料金制の採用等、経営上の様々な試行が行われていることが確認できた。

⑤2016年の調査(シカゴ、ボストン、合衆国南部の3地域対象、183館)では、入館無料の館の割合が2014、2015年の調査対象と比較すると一番高い23.3%となっている。本地域の特徴的な制度は以下の通りである。

1)社会的に不利益を被っている人びとへの支援:

a. 公的機関によって発行されている福祉カード等の提示で割引入館できる制度:EBTカード(食料購入時に利用)またはWIC(低所得で医学または栄養学的リスクを抱えた妊産婦・5歳未満の乳幼児に食品クーポン配布と栄養教育を実施)カード所持者を対象とした無料・割引制度は4館で確認でき、うち1館は外部財団の支援により実施している。

b. 不利益を被っている子ども・学生・若者たちを対象とする無料/割引制度:10館で確認できた。無料見学と館へのバス代助成が中心で、無料ガイドツアーや美術制作活動が含まれる館もある。適格性は、「無料/割引ランチ」対象者の割合、公立のTitleIか、非営利組織の活動内容(ノンネイティブを含む等)等で審査され、シカゴ子ども博物館の場合はシカゴ市内の学校ご

との無料／割引ランチ対象者率を示す一覧表がリンクされている。

2) 世帯所得の制限を設けずに、子ども・若者・学校団体・大学生・大学院生に無料／割引入館の機会を提供する制度：ペギー・ノートバート自然史博物館は高校生が調査研究に参加して、キャリアパスを学ぶプログラムを実施、週2回約4か月の参加で\$325が支給される。

3) 公共図書館との連携プログラム：8館で9プログラムが確認できた。科学博物館（ボストン）のLibrary Pass Programは362日有効で\$700、図書館が直接買うこともできるし、個人や組織が図書館（利用者）にプレゼントすることもできると案内されている。またバンクシャーミュージアムのパスは\$100で、図書館Friendsの支援で購入されている。

4) Blue Star Museums 加盟館は12館あり、うち8館がボストンに集中している。制服を着た軍人を無料とする館もある。

5) 障害者・ケアパーソン等に対する制度：ブルックス美術館は、聖ジュードの患者とその家族を無料にするほか、ArtsAccessカードを発行、支払い能力の有無に関係なく誰でもアートにアクセスできるようにすることを目的としている。対象者はEBTカード所持者、TeenCareの患者、Church Health Centerの患者、軍人とその家族、障害を持つ個人、65歳以上のシニアである。

6) 地域振興／連携：メンフィス動物園とアトランタ動物園は、非営利組織の資金調達のために、要望に応じて入園券を寄贈している（Ticket Donations）。

本調査地域では、社会的に不利益を被っている子ども・ユースを対象とする無料／割引制度が発達し、特に図書館や医療機関、地域の非営利組織と結び付いた活動も展開され、優遇措置のために財団や企業から資金援助を受けている例の存在も確認できた。

⑥2017年の調査（ニューヨーク市と隣接地域、125館）の特色は以下の通りである。

1) IDNYCとCool Cultureのような、博物館に馴染みの薄い層に対して、無料入館と無料での行事参加を促す仕組みがある。

2) 低所得層への博物館側からの支援は、市内の公立学校であるか否か、Title I学校か否かによって行われ、EBTカード等の福祉カードを提示することで割引入館できる制度は見られなかった。

3) ティーン育成長期プログラムは職業選択を意識させる内容となっている。

4) 障害者支援プログラムが充実しており、無料ないし低額でも利用可能である。

5) 社会的ニーズに応えるため、積極的な資金調達を行い、Membership、寄附、助成金の他、高額料金設定の誕生会やVIPツアー等も企画している。

6) 2014年に存在し2017年3月時点で閉館している館が8館あり、博物館の継続が容易でないことが窺える。

無料公開をはじめ従来博物館の利用が困難であった人々の博物館利用を促進する試みは博物館の活躍範囲を広げ、存在意義を高めるものであり、博物館の生き残り戦略としても重要であろう。

(3) 図書館カードを用いたミュージアム無料入館制度の動向

アメリカ合衆国のミュージアム無料入館制度の調査を行なう過程で、公共図書館が地域のミュージアムと連携して、ミュージアム無料入館パス（ミュージアムパス）を発行する仕組みが存在することに気づいた。先行研究（Tuck & Fraser, 2011）からは、貸出カードを用いた無料入館という地域のミュージアムとの連携事業は、財源的に厳しい状況にあるアメリカの公共図書館の生き残り戦略の一つであることが窺える。

利用実態が分かるものとしては、シアトル公共図書館の例がある。シアトル公共図書館財団が財政援助をしており、事業のパートナーは11館、2014年5月末までの半年間に予約されたパスは2,114で、約40%の実使用率となっている。この実使用率は館によっても差があり、娯楽性のある人気館の使用率が高い可能性がある。

オンライン上での事前予約、あるいは館に向いてパスを借り返却する手間は煩雑で、人気館では予約待ちが生じるケースもある。ヒューストン美術館のように図書館カード提示だけで入館可能なシステム構築が理想であろう。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計6件）

①瀧端真理子「アメリカ合衆国の博物館入館料に関する調査(4)」『Musa(博物館学芸員課程年報)』（査読無）31号、2017年、25-65頁。

http://www.i-repository.net/il/meta_public/G00001450TEMON_504170305

②瀧端真理子「アメリカ合衆国の博物館入館料に関する調査(3)」『Musa(博物館学芸員課程年報)』（査読無）30号、2016年、35-87頁。

http://www.i-repository.net/il/meta_public/G00001450TEMON_504160309

③瀧端真理子「日本の博物館はなぜ無料でないのか? : 博物館法制定時までの議論を中心に」『追手門学院大学心理学部紀要』（査読無）10巻、2016年、13-31頁。

http://www.i-repository.net/il/meta_pu b/G00001450TEMON_403160304

④瀧端真理子「アメリカ合衆国の博物館入館料に関する調査(2)」『Musa(博物館学芸員課程年報)』(査読無)29号、2015年、25-71頁。

http://www.i-repository.net/il/meta_pu b/G00001450TEMON_504150307

⑤瀧端真理子「アメリカ合衆国の博物館入館料に関する調査(1)」『Musa(博物館学芸員課程年報)』(査読無)28号、2014年、11-69頁。

http://www.i-repository.net/il/meta_pu b/G00001450TEMON_504140306

⑥瀧端真理子「日本の動物園・水族館は博物館ではないのか?—博物館法制定時までの議論を中心に—」『追手門学院大学心理学部紀要』(査読無)8巻、2014年、33-51頁。

http://www.i-repository.net/il/meta_pu b/G00001450TEMON_403140305

〔学会発表〕(計7件)

①瀧端真理子「ニューヨーク市と隣接地域のミュージアム入館料と優遇制度」全日本博物館学会第43回研究大会、2017年7月2日(発表予定)、滋賀県立琵琶湖博物館(滋賀県草津市)。

②瀧端真理子「アメリカ合衆国における博物館入館料調査からの知見—シカゴ・ポストン・アメリカ南部の調査による—」全日本博物館学会第42回研究大会、2016年6月26日、明治大学駿河台キャンパス(東京都千代田区)。

③瀧端真理子「図書館カードを用いたミュージアム無料入館制度の動向」日本社会教育学会第62回研究大会、2015年9月19日、首都大学東京南大沢キャンパス(東京都八王子市)。

④瀧端真理子「アメリカ合衆国における博物館入館料調査からの考察—社会保障・福利厚生・集客・有料化の観点から—」全日本博物館学会第41回研究大会、2015年6月27日、京都国立博物館平成知新館(京都府京都市)。

⑤瀧端真理子「四国四県に見る人口・財政上の課題と博物館存続への展望」日本社会教育学会第61回研究大会、2014年9月27日、福井大学(福井県福井市)。

⑥瀧端真理子「アメリカ合衆国における博物館入館料の傾向と無料入館制度を支える多様な仕組み」全日本博物館学会第40回研究大会、2014年6月28日、明治大学駿河台キャンパス(東京都千代田区)。

⑦瀧端真理子「日本の動物園・水族館は博物館ではないのか?」全日本博物館学会第39回研究大会、2013年6月30日(明治大学駿河台キャンパス(東京都千代田区))。

〔その他〕

①「アメリカのミュージアム無料入館制度と支える仕組み(3)+α」

<https://togetter.com/li/944926> (まとめ作成者:瀧端真理子、2016年3月2日作成)

②「アメリカのミュージアム無料入館制度と支える仕組み(2)+α」

<http://togetter.com/li/788327> (まとめ作成者:瀧端真理子、2015年2月26日作成)

③「アメリカのミュージアム無料入館制度と支える仕組み」

<http://togetter.com/li/633169> (まとめ作成者:瀧端真理子、2014年2月22日作成)

④瀧端真理子「小規模館運営の現状と課題—社会構造の変化と博物館をめぐる法制度改革の動向を踏まえて—」第10回四国ミュージアム研究会記念講演、2014年2月16日、今治市河野美術館(愛媛県今治市)。

⑤瀧端真理子「社会教育計画(博物館経営の実際)」平成25年度社会教育主事講習、2013年8月5日、神戸大学発達科学部(兵庫県神戸市)。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

瀧端 真理子 (TAKIBATA MARIKO)

追手門学院大学・心理学部・教授

研究者番号:25350406